

函館市戸井地区防災行政無線管理運用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、函館市戸井地区防災行政無線による通信および戸別受信機の管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、平常通信および緊急通信とする。

(緊急通信)

第3条 災害その他緊急時の通報は、平常通信の如何にかかわらず、必要の都度行うことができる。

(通信時間)

第4条 平常通信は、定時通信と随時通信とし、定時通信の時間は次のとおりとする。

通信区分	通 信 時 間
夜	17時30分 ~ 17時45分

(通信の申込)

第5条 通信する場合の手続きは、次に定めるところによる。

- ① 各所管課長は、所管する事務で住民に通報する必要があるものについては、別記第1号様式の防災行政無線の通信申込書により、通信前日の正午までに地域振興課長に提出しなければならない。
- ② 緊急を要する場合は、口頭により届け出を行うことができる。
- ③ 地域振興課長は、提出された通信申込書の内容により、放送の可否を決定するものとする。

(通信の制限)

第6条 地域振興課長は、災害発生その他特に必要と認めたときは、通信を制限することができる。

(通信の方法)

第7条 通信の方法は、次のとおりとする。

- ① 一斉呼出 固定系子局全部に一括呼出のものをいう。
- ② 地区呼出 グループ毎の地区別に呼出のものをいう。
- ③ 戸別呼出 1以上の個別に対する呼出のものをいう。
- ④ 1回の通信時間は原則として3分以内とする。

(発信情報)

第8条 発信情報については、函館市戸井地域防災行政無線基地局および遠隔制御局の運用について定めるものとする。

(戸別受信機の管理等)

第9条 函館市戸井地区防災行政無線施設の管理に関する要綱第3条第1項の規定に基づき新たに戸別受信機を無償貸与した場合は、同要綱第6条から第9条までの規定について、別記第2号様式で使用者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年 3月30日から施行する。

(別記第1号様式)

通 信 申 込 書

地 域 振 興 課					申込課 ()				
課 長		主 査		担 当		課 長		申 込 者	
件 名									
放送日時	定時・随時		平成	年	月	日	午前	時	分
			平成	年	月	日	午後	時	分
放送区域	全地域	地域指定 放送する地区 を○で囲む。							
		新二見	原木	東浜	西浜	館 泊			
		弁才	瀬田来	汐首	釜谷	小安			
放送分	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----								
特記事項						処 理	月 日		
							録音・随時放送		
						放 送 者			

(別記第2号様式)

函 戸 地
年 月 日

受信機貸付あて

函館市戸井支所長

防災行政無線戸別受信機の管理について

函館市で設置した防災行政無線戸別受信機は、災害やその他の緊急時における通信および市の広報活動の通信のために、住民のみなさんに無償で貸与している大切なものですので、戸別受信機の管理に際しては、次のことに注意して下さい。

記

- 1 常に善良な管理意識をもって使用して下さい。
- 2 異常を発見したときは、直ちに下記連絡先に届け出して下さい。
- 3 無断で戸別受信機を他の人に譲渡してはいけません。
- 4 無断で戸別受信機を解体、修理などしてはいけません。
- 5 転居および取付場所を移動するときは、下記連絡先に届け出して下さい。
- 6 故障等が使用者の責任と判断される場合には、損害賠償していただく場合があります。
- 7 戸別受信機の使用料は無償ですが、管理費用（電気料や電池代）は、使用者に負担していただきます。

連絡先

函館市戸井支所 地域振興課
電話 82-2111